

議会の議決に付すべき契約の特則

第1条 この仮契約は、白山市議会で議決されたとき又は市長の専決処分があったときに本契約となるものとする。

第2条 発注者は、白山市議会で議決されなかった場合でも、請負者に対していかなる責任も負わないものである。